平成２６年（フ）第１７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙269―１　中島アパート３号、住民票上の住所長崎県大村市植松３丁目635番地
債務者　杉本惠美子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２３１号
長野県須坂市大字幸高61番地
債務者　小林　光代
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
長野市西三才2219番地１　メゾン幸202号
債務者　加藤　修一
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
兵庫県川西市萩原１丁目15番６号
債務者　和田　佳代
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２８９号
兵庫県伊丹市清水３丁目１番12―102号、前住所兵庫県伊丹市西野５丁目334番地　県住西野第４―202号
債務者　山元　新治
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２９７号
兵庫県伊丹市荻野２丁目38番地　クリアコート伊丹201号、前住所兵庫県伊丹市北野２丁目28番地12
債務者　清水健太郎
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
兵庫県伊丹市西野２丁目７番地　サンオオトリ301号
債務者　熊野野里子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
徳島市上吉野町３丁目30番地の５、旧住所徳島市中吉野町３丁目66番地の２
債務者　飯田ゆかり
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４８号
佐賀県佐賀市高木瀬東６丁目７番835号　城北団地
債務者　古賀将義こと　古賀　勝吉
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５６号
佐賀県佐賀市田代１丁目１番５―406号　カルム佐賀
債務者　馬場　夏子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
佐賀県佐賀市鍋島３丁目７番１―403号　シャトレ鍋島Ⅰ
債務者　永渕　壽子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
佐賀県伊万里市立花町1604番地135
債務者　田中　　稔
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第７７０号
熊本市西区小島６丁目５番６号
債務者　松尾　亨二
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２５号
熊本市中央区帯山６丁目７番75号
債務者　岩谷　浩史
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４２号
熊本市東区新南部３丁目９番31号　大久保アパート202号、前住所熊本市東区水源１丁目21番３―11号
債務者　大久保英典
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４５号
熊本市東区新南部４丁目１番５号　セントラルハイツ306
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４８号
熊本市西区出町２番27号　出町ハイツ101号
債務者　西村　友博（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係